

日本学術会議会長談話  
第 25 期日本学術会議発足 1 年にあたって (所感)

令和 3 年 9 月 30 日  
日本学術会議会長  
梶田隆章

**はじめに**

明日、令和 3 年 10 月 1 日をもって、第 25 期日本学術会議の発足からちょうど 1 年を迎えます。

この 1 年は、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命」(日本学術会議法前文)として設立された日本学術会議にとって、その存在の意味を深く厳しく問い返すことを求められる試練の 1 年となりました。

**第 25 期・第 26 期会員任命問題をめぐって**

第一に、日本学術会議法の規定により日本学術会議(以下「本会議」)から推薦された会員候補 105 名が任命されるべきであるにもかかわらず、菅義偉内閣総理大臣が任命したのは 99 名にとどまりました。残る 6 名は理由の提示もないまま除外され、法の定めを満たさぬ状態が 1 年に及んでいます。その間、本会議は、①第 181 回総会での緊急の要望書の決定(令和 2 年 10 月 2 日)、②菅内閣総理大臣への要望書手交(同 10 月 16 日)、③本会議幹部が井上信治内閣府特命担当大臣(科学技術政策)と面談した際の要望伝達(同 10 月 29 日以降、面談の度に実施)、④幹事会声明「日本学術会議会員任命問題の解決を求めます」の発出(令和 3 年 1 月 28 日)、⑤第 182 回総会における声明「日本学術会議会員任命問題の解決を求めます」(同 4 月 22 日)の発出を行い、一貫して 6 名の会員候補者の即時任命を求めるとともに、任命しなかった理由の説明を求めてきました。同時に、法の定めを満たさぬ状態を是正できるのは任命権者たる内閣総理大臣において他になく、内閣総理大臣はその義務を負っていることも指摘してきました。しかし残念ながら、1 年を経過した現時点でも問題の解決も説明もなされぬ状況が続いています。法に基づき設置・運営される本会議にとって、このような状態の長期化はとうてい受け入れられるものではありません。その解決を図ることが、以下に述べる諸課題に取り組むためにもきわめて重要であることは論をまちません。

**「より良い役割発揮」のための改革**

第二に、任命問題を皮切りに本会議の存在が従来とは比較にならぬレベルで認知されて、その存在意義や役割、活動をめぐって多種多様な議論が巻き起こりました。しかしこれらに

は、残念ながら事実に基づかずあるいは歪めた議論も少なからず含まれました。これに対し本会議では、誤解や曲解を正すだけでなく、本会議の役割と活動についてより積極的に広く理解が得られるようにするための広報活動の抜本的強化を図り、Q&Aの作成や記者会見の月例化などに取り組んできました。同時に、本会議自体が時代と学術のあり方の変化に機敏に対応しつつ、本来求められる役割をより良く発揮するための自己点検と自己改革を進めることを目的とした内部的な議論を進めてきました。会員・連携会員・学協会等とたびたび行った意見聴取を通じて明らかにされた改革課題とその解決の方向性は、本会議にふさわしい設置形態についての考え方も含めて、第182回総会で決定した「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」に詳述されています。現在も、そこに示された改革課題の具体化のための討議や組織改編に取り組んでいます。同時に、本会議がみずから示した改革課題について、各種団体や諸外国のアカデミー関係者との意見交換をはじめ外部にも開かれた対話の活動も進めてきました。政策的意思決定のための科学的助言のあり方を見直す課題は、そのなかでも特に喫緊のものであると考えています。後述の感染症や気候変動に加えて、SDGsに掲げられた諸目標の達成など、すべての学問分野の積極的な関与抜きにはなしえぬ課題が国際的にも国内的にも山積するなか、学術の自立性と自発性に基づきつつこれら人類的な諸課題に機動的に取り組むためにも、本会議の「より良い役割発揮」をはかることが不可欠です。そのための努力を急ピッチで進めているところです。

なお、本会議内部の自己改革の議論とは別途、内閣府に設けられた総合科学技術・イノベーション会議の有識者議員懇談会でも本年5月以降、「日本学術会議の在り方に関する政策討議」が継続的に行われています。職務上、同会議の議員でもある私（本会議会長）は、本会議の活動の実績と改革課題について理解を得るための努力を重ねているところであり、建設的な対話を通じて有意義な結論が得られるよう協力してまいります。

### 新型コロナウイルス感染症や気候変動など社会課題への対応

第三に、昨年来世界を襲っている新型コロナウイルス感染症のパンデミックのなかにおいて、多くの国・地域で、人びとの思いや行動と世論、科学的に裏付けられた知見とそれに基づく科学的助言、そして政治的意思決定との関係の難しさが浮き彫りになってきました。このことは日本も例外ではありません。そうしたなかで本会議は、第24期に複数の提言を発出したのに加えて、今期は関連学協会とも緊密に協力し、新型コロナウイルス感染症についてのさまざまな不安や疑問に科学の立場から応え、多方面にわたる最先端の研究成果を広く社会に伝える活動に系統的に取り組んできました。異常気象などで人びとのいのちや財産が脅威にさらされる中、気候変動問題への対処、カーボンニュートラルの実現という社会課題について、学術の諸分野が連携・協力するために連絡会議を設置し、中長期的な視点をもって俯瞰的で総合的な検討を行う取り組みも進めています。同時に、世界のアカデミーと協力しながら、G7やG20など各国首脳に宛ててパンデミックや気候の危機のもとで見るみに出された科学の役割や社会課題とその解決に向けた提言を発出する国際活動にも取

り組んでいます。

これらの活動をさらに活発に進めるためには、本会議の従来の組織や運営のあり方の抜本的な見直しも必要であり、会員・連携会員や学協会の積極的な創意と参加のもとで、新たな組織や活動のあり方を模索する取り組みも進めています。本会議の多様な委員会・分科会が協力してカーボンニュートラルの実現に向けた課題・解決策、新型コロナウイルス感染症とその社会的影響への対応やパンデミックに備える社会システムの構築などについて審議するための連絡会議を設置するなど、すでに新たな組織づくりを推進しているところで、それに代わって関係諸機関・諸団体との連携をさらに深化させてまいります。

### おわりに

パンデミックや気候変動によって浮き彫りにされる世界規模の危機は、それを解決するための科学技術の飛躍的発展の必要性を示しています。その一方で、科学や技術に対する根深い不信や反感が人びとに広がり、科学的に正しいとされる施策が十分に理解を得られぬ事例も世界中で噴出しています。これら解決の求められる諸課題には、人文・社会科学的な知見も踏まえた総合知に基づくアプローチがことのほか重要になっています。そのためにも、学術研究に携わる者が広く社会のさまざまな立場の人びとや政治との対話を繰り返し、相互の立場や役割を尊重しながら、時には批判的な観点も含めて共有し議論する必要性も明らかになっています。率直な対話の土台となるのは相互の信頼ですが、現在の危機は人びとを分断させて信頼を断ち切るものであることが広く指摘されています。その打開は広く社会全体でなされるべきものですが、学術の立場からなしうる貢献にも多くのことがあるはずです。

科学的知見を尊重した政策的意思決定がこれまでも増して求められる現状にあって、日本の科学者の代表機関としての本会議が科学者としての専門性に基づいて推薦した会員候補者が任命されず、その理由さえ説明されない状態が長期化していることは、残念ながら、科学と政治との信頼醸成と対話を困難にするものだと言わなければなりません。第 25 期発足から 1 年にあたり本会議は、第 182 回総会声明を再度確認して、相互の信頼にもとづく対話の深化を通じて現在の危機を乗り越える努力が重ねられることを強く希求いたします。本会議のより良い役割発揮のための自己改革もそのような努力の一環であり、本会議の機能強化を通して、現在の困難な状況を乗り越え希望にあふれた未来の創出のために努力していきたいと考えます。

<参考>

## 声 明

「日本学術会議会員任命問題の解決を求めます」



令和3年（2021年）4月22日

日 本 学 術 会 議

この声明は、第 182 回日本学術会議総会において決定したものである。

日本学術会議（以下「本会議」）第 25 期の開始にあたり、第 180 回総会（第 24 期、令和 2 年 7 月 9 日）が推薦を決定した会員候補 105 名中 6 名について内閣総理大臣が任命を見送ってから半年余が経過しました。その間、本会議は第 181 回総会（第 25 期、令和 2 年 10 月 1～2 日）において 2 点にわたる要望（別添 1）を決議し、会長から直接総理に手交しました。また、井上信治内閣府特命担当大臣（科学技術政策）と本会議役員等との協議の場でもこの問題についてたびたび提起してまいりました。さらに、令和 3 年 1 月 28 日には幹事会声明「日本学術会議会員任命問題の解決を求めます」（別添 2）を発出して、本会議のあり方について重要事項を決定すべき第 182 回総会までに 6 名を任命するよう重ねて強く求めました。こうした本会議の取り組みに対して、数多くの国内の学協会や大学に加え、国際学術団体などからも、声明などを通じて、支持が寄せられています。

しかしながら、現在にいたるまで 6 名の任命は行われておりません。そのため、日本学術会議法第七条に定められた会員 210 名をもって職務にあたるべきところが現員は 204 名にとどまり、本会議第 182 回総会は、法定会員数のうち 6 名が欠けた状態で開催することを余儀なくされました。

本会議第 25 期発足にあたってなされた任命の見送りについて、たびたび求めてきたにもかかわらず任命権者から本会議への正式な回答や説明は一切行われておりません。十分な説明のないまま、定数 210 名に対し欠員 6 名という法の定めを満たさぬ状態が続くならば、それは本会議の独立性を侵す可能性があるものといわなければなりません。その是正をはかることができるのは、任命権者たる内閣総理大臣をおいてありません。

日本学術会議法第七条は、上述の通り本会議が会員 210 名をもって組織されることを明記しています。また、会員の任命について同条第二項は法第十七条に従ってなされた本会議の「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」とし、第三項は「3 年ごとに、その半数を任命する」ことを定めています。したがって、内閣総理大臣には、第 25 期の発足にあたり、本会議の推薦に基づいて、105 名の会員を任命することが法により義務づけられています。しかるに現時点までに任命されたのは 99 名に留まることから、本会議第 25・26 期会員にかかる任命行為は法的には終了したとは言えません。内閣総理大臣は、早急に残された 6 名の任命を行い、法定会員数 210 名を満たす責務を負っています。また、本会議の会員候補の選考と推薦が法第十七条及び関連諸規則に従ってなされる以上、任命権者には、本会議の推薦した候補者を会員として任命しなかったことについて、一般的な説明を超えた特段の理由を示す責任があります。

本会議第 182 回総会は、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて（案）」を審議し決定するという重要な責務を負っています。さらに第 25 期の本会議には、この決定に基づき本会議の改革を実行に移す重い責任があります。この重要な課題に取り組む本会議が、このまま法の定めを満たさぬ状態に置かれることはあってはなりません。本会議第 182 回総会は、日本学術会議会則第二条に定められた「声明」として、本会議が法定の手続に従い推薦したものの、いまだ任命されていない 6 名の候補者を即時任命するよう要求いたします。

【別添 1】

第 25 期新規会員任命に関する要望書

令和 2 年 10 月 2 日

内閣総理大臣 菅 義偉 殿

日本学術会議第 181 回総会

第 25 期新規会員任命に関して、次の 2 点を要望する。

1. 2020 年 9 月 30 日付で山極壽一前会長がお願いしたとおり、推薦した会員候補者が任命されない理由を説明いただきたい。
2. 2020 年 8 月 31 日付で推薦した会員候補者のうち、任命されていない方について、速やかに任命していただきたい。

日本学術会議幹事会声明  
「日本学術会議会員任命問題の解決を求めます」

日本学術会議（以下「本会議」）第25期の開始にあたり、第180回総会（第24期、令和2年7月9日）が推薦を決定した会員候補105名中6名について菅義偉内閣総理大臣が任命を見送ってからほぼ4カ月が経過しました。その間、本会議は第181回総会（第25期、令和2年10月1-2日）において2点にわたる要望（別添）を決議し、会長から直接内閣総理大臣に手交しました。また、井上信治内閣府特命担当大臣（科学技術政策）と本会議役員等との協議の場でもこの問題について提起してまいりました。しかしながら、現在にいたるまで6名の任命は行われておりません。そのため、日本学術会議法第七条に定められた会員210名をもって職務にあたるべきところが現員は204名にとどまり、本会議の運営や職務の遂行に支障をきたす事態となっています。とりわけ6名が所属予定であった第一部（人文・社会科学）では1割近い数の会員が任命されておらず、部会・委員会・分科会などの会務の遂行に困難が生じています。私たちは、前例のないこの事態に直面して対応を迫られてきました。

今回の任命見送りについて、たびたび求めてきたにもかかわらず任命権者から本会議への正式の回答や説明は一切行われておりません。このまま定数210名にたいし6名の欠員という法の定めを満たさぬ状態が長く継続することは、本会議の独立性を侵す可能性があるものといわなければなりません。その是正をはかることができるのは、任命権者たる内閣総理大臣をおいてありません。

本年4月には第25期二度目となる第182回総会が開かれます。この総会は、政府とも協議を重ねながら検討を進めてきた本会議のより良いあり方について意思決定すべききわめて重要な役割を担った総会であり、これが法の定めを満たさぬままに開催されることは避けられねばなりません。本会議が適正な選考手続きを経て推薦したもののいまだ任命されていない6名を、すみやかに任命されることを強く求めます。

令和3年1月28日

日本学術会議幹事会

会長	梶田	隆章
副会長	望月	眞弓
副会長	菱田	公一
副会長	高村	ゆかり
第一部部長	橋本	伸也
第一部副部長	溝端	佐登史
第一部幹事	小林	傳司
第一部幹事	日比谷	潤子
第二部部長	武田	洋幸



第二部副部長	丹下	健
第二部幹事	尾崎	紀夫
第二部幹事	神田	玲子
第三部部长	吉村	忍
第三部副部長	米田	雅子
第三部幹事	沖	大幹
第三部幹事	北川	尚美